

8. 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進

4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、鉄道・高速バス・空港からのリムジンバス・路線バスが集まるJR高松駅が北側に位置し、広域的な交通結節機能を担っているほか、高松琴平電気鉄道の高松築港駅・片原町駅・瓦町駅の3つの駅が立地しています。

これらの鉄道利用者は、長らく減少し続けていましたが、ここ数年は増加傾向に転じるなど公共交通の利用促進が図られつつあるものの、依然として、分担率は低く、車中心の社会となっています。

路線バスは、JR高松駅及び瓦町駅を中心に放射状に路線が形成されていますが、利用者の減少により、厳しい状況となっています。ここ数年は若干の回復傾向となっており、それに加えて、地域を回遊する「ショッピング・レインボー循環バス」や、平成27年10月に運行区域を拡大した「まちなかループバス」において利用者が増加するなど地域の公共交通として大きな役割を担っています。

一方、平成29年度の市民満足度調査では、「公共交通の利便性の向上」に対する不満度が全60項目のうち、ワースト1位となっており、車の運転ができない高齢者などの公共交通へのニーズの高まりが伺えます。

(2) 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

本市は、道路網が整備された利便性の高い都市であるため、今後、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めていく上で、公共交通や自転車の利用環境を高めていくことが求められています。

鉄道においては、高松市公共交通網形成計画に基づき、ことでん琴平線における2つの新駅の設置など、交通結節点の整備により利便性の向上を図ることが必要です。

また、路線バスは、「まちなかループバス」など中心市街地での循環バスの充実を図るとともに、主要鉄道駅からの支線となるフィーダー交通の確保・充実など現行バス路線の再編に取り組み、公共交通ネットワークの再構築を図ることが必要です。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、中心市街地活性化協議会の下部組織として、ワーキンググループを設置し、課題解決に向けた定期的な協議・情報共有を図るとともに、毎年度末に事業の進捗管理を行い、必要な事業の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特別措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 レンタサイクル事業</p> <p>【内容】 中心市街地の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成13年度～</p>	高松市	<p>環境にやさしく機動性に優れた都市内交通手段である自転車を、街なかの回遊の手段として市民の利用に供することで、近距離移動の利便性を向上し、合わせて放置自転車の防止を図ります。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成31～令和6年度</p>	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 レンタサイクル事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 中心市街地の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成13年度～</p>	高松市	<p>環境にやさしく機動性に優れた都市内交通手段である自転車を、街なかの回遊の手段として市民の利用に供することで、近距離移動の利便性を向上し、合わせて放置自転車の防止を図ります。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 シェアサイクル導入促進事業</p> <p>【実施時期】 令和2年度～令和3年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなかループバス運行事業</p> <p>【内容】 サンポート高松や高松中央商店街など中心市街地を循環するバス運行を実施し、中心市街地内を訪れる人々の交通手段を提供</p> <p>【実施時期】 平成27年度～</p>	高松丸亀町商店街振興組合	<p>中心市街地を訪れた人々が街なかを周遊するための交通手段の確保や、住民の生活交通の確保など、市街地中心部における利便性を確保するなど回遊性を向上します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 自転車等駐車場施設管理運営事業</p> <p>【内容】 商店街内に無料の自転車等駐車場を設置し、買い物客の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成11年度～</p>	高松ライオン通り商店街振興組合ほか4組合	<p>無料の自転車等駐車場を設置し、管理することで、街なかの重要な移動手段である自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図るとともに、商店街の放置自転車を減少させ、安全に歩行できる環境づくりに寄与します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 有料自転車等駐車場管理事業</p> <p>【内容】 瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林公園駅前の3か所に有料の自転車等駐車場を設置し、市民の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成9年度～</p>	高松市	<p>有料の自転車等駐車場を設置することで、街なかの重要な移動手段である自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図るとともに、放置自転車を減少させ、道路交通の円滑化に寄与します。</p> <p>来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【支援措置】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

